

## 「カナガワ リ・古典プロジェクト in 横須賀」業務委託仕様書

### 1 委託事業の目的

#### (1) 「カナガワ リ・古典プロジェクト」とは

「カナガワ リ・古典プロジェクト」は、地域にゆかりのある伝統文化を、時代に合わせた新しい発想で活用し、現代を生きる文化芸術として再(Re:リ)発信することで、伝統文化の持つ魅力・価値を再(Re:リ)発見する機会の創出を目指すプロジェクトである。

地域に根付く伝統文化を次世代に継承すること、地域のにぎわいの創出に繋げることを目指して事業を実施しており、これまで、文化庁の文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（令和4年度のみ「子供たちの伝統文化の体験事業」）を活用し、県内各地を舞台に平成25年度から過去12年に渡り公演等を開催している。

年度	会場
平成25年度	横浜市西区紅葉ヶ丘地区の3つの公共ホール
平成26年度	藤沢市江の島内
平成27年度	伊勢原市大山周辺
平成28年度	史跡小田原城跡等
平成29年度	大磯港芝生広場
平成30年度	茅ヶ崎市民文化会館
令和元年度	秦野市文化会館
令和2年度	鎌倉市内
令和3年度	小田原三の丸ホール
令和4年度	杜のホールはしもと
令和5年度	山北町立川村小学校、海老名市文化会館等
令和6年度	川崎市コンベンションホール 横浜市鶴見区民文化センターサルビアホール

#### (2) 令和7年度の事業について

令和7年度は、三浦半島の様々な暮らしにスポットを当て、地域で受け継がれてきた伝統芸能の公演を「海洋都市横須賀」を舞台に行う。

漁業など海に関わる生業が多くある三浦半島において、その生業につく人々の間では、海に対する畏敬の念や、豊漁への願いにまつわる様々な伝統芸能が受け継がれている。

具体的な事例として、三浦市三崎の仲崎・花暮地区や海南神社で行われる「チャッキラコ」は、豊漁豊作や商売繁盛などを祈願する踊りで、令和4年にユネスコ無形文化遺産の「風流踊」に登録された。また、同海南神社で行われる「面神楽」の演目には、漁の安全や大漁祈願を願った「恵比寿の舞」や「浦島太郎」、世の中を平和にする泰平の舞を舞う「三人囃子」など漁業を中心に発展してきた三崎特有のものが含まれる。

このほか、江戸時代の終わりころ房総半島から伝わったとされる「飴屋踊り」は、横須賀市、三浦市等に受け継がれており、飴売りが人寄せのために街頭で演じた歌舞をまねたものとして、かつての農村芝居の雰囲気の色濃く残されている。

これら三浦半島の暮らしと深く結びつき住民の「願いと祈り」がこめられた地域の伝統芸能に加え、千葉県指定無形文化財となっている「飴屋踊り」の共演等により、房総半島から三浦半島に海を渡り伝わった踊りの歴史や特徴を伝え、地域を超えた伝

統文化に対する興味関心を高める。

また、地域の伝統以外にも、三浦半島に関連する等の古典芸能のワークショップを開催し、若い世代に伝える。

※三浦半島（横須賀三浦地域）横須賀市、三浦市、鎌倉市、逗子市、葉山町

## 2 委託契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)まで

## 3 委託事業の内容

次の(1)から(5)を満たし、「1 委託事業の目的」に記載した目的を実現するために伝統文化を活用して実施する「カナガワ リ・古典プロジェクト in 横須賀」について、事業内容を企画提案すること。また、企画提案内容については、「カナガワ リ・古典プロジェクト in 横須賀業務委託に関する企画提案募集要項」の「事業実施に関する企画書」(様式7)を提出し、その内容に基づき事業の企画、制作、運営及び報告書の作成を行うこと。

### (1) 基本コンセプト及びターゲット設定

事業の実施にあたっては、全事業に共通する10文字程度の基本コンセプト又は統一テーマを設定すること。また、キービジュアル案及びイベントのメインターゲットを提案すること。

### (2) プログラムの実施

本事業では、次のア～キに掲げるプログラムを実施し、これらを一体のものとして事業を構成すること。

#### ア 大ホール公演

(ア) 会場は横須賀市文化会館（横須賀市深田50）の大ホールを使用すること。

(イ) 令和7年12月6日(土)を開催日とすること。なお、会場は準備のため5日(金)13時から22時までの間も使用することができる。

※会場使用時間及び利用料金については別紙1参照

(ウ) 公演の主な内容は次のとおりとすること。

- ・「飴屋踊りの共演（長井町飴屋踊り保存会：横須賀市、菊名のあめや踊り保存会：三浦市、白柘粉屋踊り保存会：千葉県山武郡芝山町）」
- ・「海南神社面神楽（海南神社面神楽神楽師会：三浦市）」
- ・「虎踊（浦賀虎踊り保存会：横須賀市）」
- ・「チャッキラコ（ちゃつきらこ保存会：三浦市）」

※出演団体については別紙2参照

上記の各団体は、出演内諾済みである。これらの構成要素を活用した効果的な演出を提案し実施すること。また、上記以外出演団体や構成要素を組み合わせた演出の提案も可とする。

なお、千葉県から招致する団体に係る費用（報償費、交通費等）については、後述する「地域文化財総合活用推進事業」の対象とならないことに留意すること。

(エ) 出演者のアクティビティスペースや観覧席の配置、舞台装置や映像関連機器の配置、楽屋の配置等、空間の活用方法を提案すること。

(オ) 入場は無料とすること。事前応募制とすること。

#### イ 小・中学生を対象とした民俗芸能のワークショップ

(ア) 以下2種類の民俗芸能ワークショップを実施すること。

- ・チャッキラコ（ちゃつきらこ保存会：三浦市）
- ・いなりっこ（海南神社面神楽神楽師会：三浦市）

具体的な内容や実施場所については各団体と調整を行うこと。

※実施団体については別紙2参照

- (イ) 令和7年11月1日(土)から12月5日(金)までに実施すること。開催日は複数日でも可とする。
- (ウ) 会場は三浦半島地域内で提案し実施すること。提案にあたって、会場の予約を済ませておく必要はないが、実現可能性の高い会場を提案すること。
- (エ) ワークショップの参加料は無料とすること。
- (オ) 事前応募制とすること。

#### ウ ホワイエを活用した企画

令和7年12月6日(土)に、横須賀市文化会館のホワイエを活用した企画(本事業に関連したパネル、映像展示、伝統工芸品展示、物販等)を提案し、実施すること。また、企画の内容によっては、後述する「地域文化財総合活用推進事業」の対象とならないものがあるため留意すること。

#### エ 古典芸能のワークショップ

- (ア) 本事業の主旨に沿った古典芸能を体験できるワークショップ企画を提案し、実施すること。  
なお、対象とする古典芸能は能楽・狂言、邦楽、日本舞踊のいずれかとする。
- (イ) 令和7年12月6日(土)に実施すること。ただしアの大ホール公演の開催に影響が出ないタイムスケジュールで設定すること。
- (ウ) 会場は横須賀市文化会館(横須賀市深田50)中ホールを使用すること。
- (エ) ワークショップの参加料は無料とすること。
- (オ) 事前応募制とすること。

#### オ 横須賀市内繁華街等における公演

- (ア) 横須賀市文化会館におけるアの大ホール公演の誘客を図ることを目的に、横須賀中央駅ペDESTリアンデッキ、または周辺の商業施設のオープンスペース等で、横須賀三浦地域の民俗芸能団体による公演を行うこと。
- (イ) 開催日は令和7年12月6日(土)とすること。
- (ウ) 会場の利用申請及び出演団体の選出及び調整について、発注者と連携して行うこと。
- (エ) 入場は無料とすること。また、事前応募は不要とすること。

#### カ 映像作品の制作及び配信

- (ア) ア及びオの公演を撮影し映像作品を制作すること。
- (イ) 制作した映像作品は、「カナガワ リ・古典プロジェクト」のYouTubeチャンネルにおいて配信すること。  
<https://www.youtube.com/channel/UCswyd5ZcFsgc0PwgdbhmZEg>
- (ウ) 映像作品の制作に当たっては、制作コンセプトを明確にした上で、民俗芸能に関心の薄い若年層に訴求し、将来的な民俗芸能の継承に資するような内容を企画提案すること。

#### キ 記録写真の撮影

- (ア) アからオまでの公演等の記録写真を撮影すること。
- (イ) 記録写真データについては、次年度の宣材として使用可能な程度のレベルで作成すること。

### (3) 広報

受注者は、想定するメインターゲットに訴求するための具体的な広報計画を企画提案すること。

ただし、最低限、次の事項については実施すること。

ア チラシ及びポスターの作成、印刷並びに配布等

(ア) 受注者は、本事業をより多くの人に周知するためのチラシ及びポスターを制作し、効果的な配布計画を提案し配布すること。

なお、チラシについては開催地である横須賀市の特性を考慮し、英語版を制作し配布計画に含めること。

(イ) チラシ及びポスターの制作部数は以下のとおりとする。

- ・チラシ 1万部以上（英語版含む）
- ・ポスター 100部以上

イ パンフレットの制作

受注者は、来場者へ(2)アからオまでのプログラムの内容を伝えるパンフレットを制作し、公演等の当日に配布すること。

なお、広報物には発注者が指定するマークを入れること。（原則として3cm×3cm以上※A4版以上のチラシを作成する場合）

【マークの例】

・かながわ県民文化祭のマーク

・カナガワ リ古典 プロジェクトのマーク



#### (4) 目標の設定

本事業の実施に当たっては、(2)アからカそれぞれのプログラムの参加者数、視聴者数等の定量的な達成目標について、算定の考え方も示した上で、企画提案すること。

#### (5) 申込受付、問合せ等に係る体制構築

ア 本事業の実施に当たって、申込受付及び問合せに係る体制を構築すること。

チケット販売システム等、外部システムの活用も可とするが、発注者と調整の上決定すること。また、デジタル機器を使用できない方への配慮として、電話や往復はがき等での申込方法を用意すること。

イ 当日受付に対応すること。

ウ 問合せについては、電話、メールで対応できる体制を構築すること。

### 4 追加提案

本仕様書に定める委託業務の他、効果的と考えられる企画のアイデアがあれば、委託料上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案すること。

### 5 委託業務の実施に係る事項

(1) 運営体制構築、統括責任者の選任

企画提案書に基づき、契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保するとともに、統括責任者を定め、発注者との連絡調整に当たること。統括責任者は、イベントに係る十分な経験・実績を備える者を選任すること。

(2) 実施計画書の作成

ア 企画提案書に基づき、実施計画書を作成し、契約締結後7日以内に発注者に提出

すること。

イ 実施計画書の作成に当たっては、安全面に配慮するとともに、荒天時の対応等について、十分な検討を行うこと。

ウ 事業の実施に際しては、あらかじめ発注者と調整したスケジュールで業務を行うこと。

### (3) 運営マニュアルの作成

ア 発注者と協議しながら運営マニュアルを作成し、契約締結後速やかに発注者へ提出すること。

※ 運営マニュアルの記載事項の例示は次のとおり。

イベント概要、会場図、運営体制図、スタッフ配置一覧、進行表、会場設営及び撤収概要、搬入出・駐車場概要、安全対策概要、各種緊急時対応等

イ 運営マニュアルは、実施計画書と併せ、必要に応じて修正を加え、常に最新のものを発注者と共有すること。

### (4) 定例会の実施

受注者は、あらかじめ発注者と調整した日に、事業の計画、経過及び進捗について報告、協議するための定例会を開催すること。また、定例会の前に議題を提示し、定例会後は議事録を作成し、速やかに発注者に共有すること。

## 6 各出演者への支払い

出演団体へ支払う謝金及び、機材運搬費、交通費等については、発注者と調整した上で決定し、委託料の中で支払うこと。

## 7 発注者で仮予約済の会場の利用料金支払い

発注者が予約済みである次の会場の利用料金は、委託料の中で支払うこと。

会場名：横須賀市文化会館 大ホール、中ホール、会議室(第1～第6)

所在地：横須賀市深田台 50

日時：令和7年12月5日(金) 13:00～22:00(事前準備日)

令和7年12月6日(土) 9:00～22:00(事業実施日)

※会議室(第1～第6)は、12月6日(土)のみ使用可能。

※会場使用料金及び利用時間の内訳については別紙1を参照

(参考) 横須賀市文化会館 <https://yokosuka-bunka.info/>

## 8 事業費の使用について

本事業のプログラムは、文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」として実施する想定であることから、当該事業の対象経費(17,481,000円)については、その補助要件に従う必要がある。

提案に当たっては「令和7年度 地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産)【文化芸術振興費補助金】募集案内」等を確認し、その補助要件を遵守すること。補助の対象外となるものは、神奈川県負担金(約3,000,000円)の範囲内で実施すること。

## 9 協賛金収入

本事業は、企業から協賛金(現物出資を含む)を募集することを可とするが、全額を事業費に充て、その収支については、事業報告書に添付すること。また、本事業の映像及び設営物に、協賛企業名を掲載する場合には、必ず発注者と調整すること。

## 10 安全管理

受注者はこの業務を行うに当たり、安全管理に万全を期し、安全上問題が疑われると判断した場合、直ちにその業務を中止する等、安全確保に最大限の注意を払うこと。

## 11 事業実施に伴う留意事項

- (1) 受注者は、開催地である横須賀市及び近隣市町を中心とした地域のにぎわい創出に資する取組として、地方公共団体及び民間団体等との協働事業的な性格があることから、横須賀市をはじめとする行政や民間事業者、その他の団体等と十分に連携を取りながら実施する必要があることを理解し、事業に取り組むこと。
- (2) 関係する法令を遵守すること。

## 12 報告書の提出等

### (1) 提出物

- ア 業務完了報告書（業務遂行のために実施した内容を記載）
- イ 経費内訳書（文化庁の「地域文化財総合活用推進事業」として求められる経費の明細を含むこと。）
- ウ 成果物（チラシ、パンフレット、進行台本及びアンケート結果のデータ等）
- エ ハイビジョン相当以上の画質で作成、編集した公演配信映像を納めたDVD媒体及び記録写真データを納めたDVD媒体各 10 枚

### (2) 提出期限

令和 8 年 2 月 27 日(金)

### (3) 提出先

かながわの伝統文化の継承と創造プロジェクト実行委員会  
(事務局:神奈川県文化スポーツ観光局文化課文化創造グループ)

## 13 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報については、個人情報保護のため別紙 3 に掲げる事項を遵守しなければならない。

## 14 再委託の禁止

受注者が本契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

## 15 著作権等の取扱い

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本仕様に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 16 その他

- (1) 受注者は、この委託業務を行うに当たり、発注者と詳細な協議を行い、作業を進めるものとする。また、疑義が生じた場合は、発注者と十分に協議の上、決定すること。
- (2) 天候や交通状況等の理由により、やむを得ず公演の開催が困難となる場合等、不測の事態への対応は、発注者と協議の上、方針を予め決定しておくこと。
- (3) 業務遂行に当たっては、実際の状況に応じて臨機応変に対応する必要があるため、本仕様の詳細については発注者と十分な調整を行った上で遂行すること。
- (4) この仕様書に明記されていない事項、又はこの仕様書の内容に関し疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議の上、決定すること。

別紙 1

会場使用時間及び利用料金について

※受託前に会場施設に問合せ等の連絡はしないこと

使用日	施設名	開始時間	終了時間	適用料金	使用用途	利用料金
令和7年12月 5日(金)	大ホール	13:00	22:00	平日リハーサル、準備、撤収	・リハーサル ・準備	¥39,600
令和7年12月 5日(金)	中ホール	13:00	22:00	平日基本料金	・古典芸能ワークショップ準備	¥10,170
令和7年12月 6日(土)	大ホール	9:00	22:00	休日基本料金	・伝統芸能リハーサル ・準備 ・本番	¥101,820
令和7年12月 6日(土)	中ホール	9:00	22:00	休日基本料金	・古典芸能ワークショップ本番	¥21,490
令和7年12月 6日(土)	第1会議室	9:00	22:00	基本料金	・楽屋等	¥9,620
令和7年12月 6日(土)	第2会議室	9:00	22:00	基本料金	・楽屋等	¥7,930
令和7年12月 6日(土)	第3会議室	9:00	22:00	基本料金	・楽屋等	¥4,940
令和7年12月 6日(土)	第4会議室	9:00	22:00	基本料金	・楽屋等	¥3,380
令和7年12月 6日(土)	第5会議室	9:00	22:00	基本料金	・楽屋等	¥6,630
令和7年12月 6日(土)	第6会議室	9:00	22:00	基本料金	・楽屋等	¥4,940
合計(税込)						¥210,520

※上記は仮予約時の見積りである。実際の使用に際して端数等微細な変動があった場合は、委託費に含むこと。

**別紙 2**

※ 受託前に出演団体に問合せ等の連絡はしないこと

**(1) 大ホール公演の出演団体**

虎踊	横須賀市	浦賀虎踊り保存会（県指定無形民俗文化財）
飴屋踊	横須賀市	長井町飴屋踊り保存会（市指定重要無形文化財）
チャッキラコ	三浦市	ちゃつきらこ保存会（ユネスコ無形文化遺産、 国指定無形民俗文化財）
飴屋踊り	三浦市	菊名のあめや踊り保存会（県指定無形民俗文化財）
海南神社面神楽	三浦市	海南神社面神楽神楽師会（市指定重要無形民俗文化財）
白柵粉屋おどり	千葉県芝山町	白柵粉屋踊り保存会（千葉県指定無形民俗文化財）

**(2) 小・中学生を対象とした民俗芸能のワークショップ実施団体**

チャッキラコ	三浦市	ちゃつきらこ保存会（ユネスコ無形文化遺産、 国指定無形民俗文化財）
いなりっこ	三浦市	海南神社面神楽神楽師会（市指定重要無形文化財）

【個人情報保護に関する特記事項】

（秘密等の保持）

第1条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他関係法令の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者、従事者）

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

（派遣労働者）

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（従事者等の教育及び研修）

第6条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、責任者及び従事者に対し、個人情報保護法における県の機関及び受託者の義務並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

（再委託の禁止）

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者にその処理を委託（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。第6項において同じ。）への委託を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間

- (4) 再委託が必要な理由
  - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
  - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること（再委託の相手方の子会社への委託を含む。以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容の変更」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受注者は第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。
- (1) 再々委託を行う業務の内容
  - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
  - (3) 再々委託の期間
  - (4) 再々委託が必要な理由
  - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
  - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
  - (7) 再々委託の相手方における個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
  - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の処理に関する責任を負うものとする。  
（個人情報の保有及び取得）
- 第8条 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとともに、特定された目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 2 受注者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。  
（目的以外の利用禁止）
- 第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡されたデータ（データに記録された個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下、この特記事項において同じ。）を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。  
（複製、複製の禁止）
- 第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡されたデータを発注者の指示又は承諾を得ることなく複製又は複製してはならない。  
（個人情報の安全管理）
- 第11条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報又は発注者から引き渡されたデータに記録された個人情報を漏えい、き損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報を安全に管理しなければならない。
- 2 受注者は、発注者からデータの引き渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出する。

- 3 受注者は、第1項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
  - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
  - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
  - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
  - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受け渡し、利用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。
- 11 受注者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。  
(個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去)

第12条 発注者から引き渡されたデータに記録された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 受注者は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。
- 6 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。  
(漏えい等発生時の対応)

第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等が発生し、又は発生

したおそれがある事態が生じた場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受注者は、前項の事態が生じた場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事態が生じた旨を当該漏えい等に係る個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(立入調査等)

第 14 条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、受注者に報告を求めると及び受注者の作業場所（再委託及び再々委託が行われている場合には、その相手方の作業場所も含む。）を立入調査することができるものとし、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 16 条 受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。